

開示等の請求方法、手続きについて

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号 以下「個人情報保護法」といいます。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）の用法に従います。）に基づき、本会の保有個人データの利用目的の通知を求める場合（以下「利用目的の通知請求」といいます。）、本会の保有個人データ若しくは第三者提供記録について開示を求める場合（以下「開示の請求」といいます。）、内容の訂正、追加又は削除を求める場合（以下「訂正等の請求」といいます。）、あるいは利用停止、第三者への提供の停止又は消去を求める場合（以下「利用停止等の請求」といいます。）は、以下の手続によって下さい（上記各請求を、以下「開示等の請求」と総称します。）。

1. 開示等の請求には、以下の書類等が必要です。

- ① 開示等の請求書
- ② 本人確認のための書類
- ③ 手数料

2. 開示等の請求書

本会所定の書式を用いて下さい。個人情報保護法第37条の規定により、所定の書式以外での請求には応じかねます。

3. 本人確認のための書類

開示等を請求する際には、本人確認のため下記の書類の提示又は提出が必要です。なお、本会は、提示され、又は添付された書類をコピーさせていただきます。

(A) 開示等請求者本人が窓口に来会される場合

下記のいずれかの書類を提示して下さい。

- (1) 運転免許証
- (2) 旅券(パスポート)
- (3) 各種年金手帳
- (4) 各種福祉手帳
- (5) 各種健康保険証
- (6) 在留カード
- (7) 特別永住者証明書
- (8) マイナンバーカード

(B) 代理人が窓口に来会される場合

代理人であることを示す開示等請求者の実印を押印した委任状及び印鑑登録

証明書を提出するとともに、代理人に関する前記(1)～(8)の何れかの書類を提示して下さい。

(C) 郵送による場合

前記(1)～(8)の何れかの書類の写しの書類のほか、水道料金、電話料金(固定電話のものに限ります。)、ガス料金又は電力料金の請求書又は領収書を添付して下さい。

(D) 代理人が郵送によって開示等を請求する場合

代理人に関する前記(1)～(8)の何れかの書類の写し、並びに代理人であることを示す開示等請求者の実印を押捺した委任状及び印鑑登録証明書、並びに水道料金、電話料金(固定電話のものに限ります。)、ガス料金又は電力料金の請求書又は領収書を添付して下さい。

(E) 本人又は代理人が弁護士の場合

開示等請求者又は代理人が弁護士の場合は、弁護士記章、身分証明書又は所属弁護士会の印鑑証明書をもって前記(1)～(8)の書類及び水道料金、電話料金(固定電話のものに限ります。)、ガス料金又は電力料金の請求書又は領収書に代えることができます。

4. 手数料

利用目的の通知請求及び開示の請求については、下記の手数をいただきます(訂正等の請求又は利用停止等の請求については手数料をいただきません。)。手数料の支払方法は、現金、又は現金書留によるものとします。

- | | |
|----------|---|
| ① 請求手数料 | 500円(請求時) |
| ② 開示の手数料 | 開示内容を記載した書面(CD-R等電子的記録でのデータ提供も含む)を交付する場合は、A4用紙1枚あたり10円(開示時) |
| ③ 送料 | 実費(配達証明郵便) |

5. 開示等の請求先、問合せ窓口は下記のとおりです。

大阪弁護士会 総務部総合管理課

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-12-5

電話 06-6364-1225